

家賃に對する區別件

各一割取の二二半價に區別あり同一にせしむ

大に對して家賃を二倍の多量に課せしむる要あり此を初階面

に對する面は賃金を二割取をえしむる之を三と云ふ也并

豊利が三と云ふ也

田林或は此類是製糸工廠の功

功の他 多量に賃金を取らざる人應外に應

労働者 男三四元 女六二の元 祿六五の元

是加者 男一元 女五の元 祿五の一元

桑田は賃金

同二階女工線糸中者にして平素一艇女工より賃較るは

々居る小林一節一奉と肩より物と對照の後には賃額力

從來に比し嚴格に考へ之に及ぶは村に居る小林一節は又

物販に快しきと云ふ條を考へ得るは八月二日迄に賃表提出し

て之を二割と取り前六時迄に賃額を鳴らすと云ふ也此等

賃額を二割と取り前六時迄に賃額を鳴らすと云ふ也此等

賃金を二割と取り前六時迄に賃額を鳴らすと云ふ也此等

一、線糸係二割の賃金 塩見の二倍の他は特給せしむ

人の労働力に慎重にせしむ

二、其他の労働者の賃金を二割と取り前六時迄に賃額を鳴らすと云ふ也此等

平と云ふ

一、二階上地方より移住促進 賃金を二割と取り前六時迄に賃額を鳴らすと云ふ也此等

一、

以上山下に於ては代表者交換の位に考へて人々

内閣に即ち賃金を二割と取り前六時迄に賃額を鳴らすと云ふ也此等